

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第43号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第32号の 5 中「名古屋市旅館業法施行細則」を「名古屋市旅館業法等施行細則」に、「第 7 条」を「第10条」に改め、同号を本則第32号の 6 とし、本則第32号の 4 の次に次の 1 号を加える。

(32)の 5 名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年名古屋市条例第 5 号）第11条第 3 項による報告の受理に関すること。

本則第32号の 6 の次に次の 4 号を加える。

(32)の 7 名古屋市旅館業法等施行細則第11条第 2 項による指示に関すること。

(32)の 8 名古屋市旅館業法等施行細則第12条第 1 項による報告の受理に関すること。

(32)の 9 名古屋市旅館業法等施行細則第13条による営業計画の変更に関すること。

(32)の10 名古屋市旅館業法等施行細則第15条による指導及び勧告に関するこ
と。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。